

令和4年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

令和 4年 6月21日（火）

午前 9時57分 開 議

午前11時56分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 7号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 議案第 8号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 9号 議員の派遣について
- 日程第 6 議案第10号 滝川市総合計画調査等特別委員会の設置について
選任第 1号 滝川市総合計画調査等特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 7 報告第 4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
- 日程第 8 報告第 5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について
- 日程第 9 報告第 6号 監査報告について
報告第 7号 例月現金出納検査報告について
- 日程第10 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書
意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書
意見書案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての要望意見書
意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第11 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（15名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	7番	関藤龍也君
8番	寄谷猛男君	9番	佐々木和代君
10番	安楽良幸君	11番	本間保昭君
12番	田村勇君	13番	柴田文男君

14番 荒木文一君
16番 東元勝己君

15番 水口典一君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	中島純一君
教育長	田中嘉樹君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	杉原慶紀君	総務部長	和田英昭君
総務部次長	堀之内孝則君	市民生活部長	浦川学央君
保健福祉部長	横山浩丈君	産業振興部長	鎌田清孝君
建設部長	尾崎敦君	建設部次長	加地幸治君
市立病院事務部長	柳圭史君	市立病院事務部次長	堀勝一君
教育部長	諏佐孝君	教育部指導参事	橋本展晴君
監査事務局長	中川祐介君	総務課長	小畑力也君
企画課長	平川泰之君	財政課長	景由隆寛君

○本会議事務従事者

事務局長	深村栄司君	事務局副主幹	壽崎行洋君
書記	高橋誠君	書記	吉田陽愛君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において安樂議員、本問議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
この場合10名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位11番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
それでは、田村議員の発言を許します。田村議員。
○田村議員 おはようございます。新政会の田村勇でございますが、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、4期目出馬について

明日は参議院の公示、そして二、三日前には苫小牧の岩倉市長の5選が確定したというようなことで、また滝川市においても来年の4月には統一地方選挙が行われます。そこで、市長は3期目を信頼厚い無投票で当選されました。さて、来年の地方統一選挙まで残すところ10か月余りとなり、市民の皆様は次はどのようなのだろうという声もちらほら出ているところでございます。市長の4期目出馬をお伝えする時間がそろそろ来ているのではないかなというふうに思いますが、意思のほどを伺います。

- 議 長 田村議員の質問する答弁を求めます。市長。
○市 長 ただいまの田村議員のご質問でございますが、おっしゃるとおり、今3期目の最終年度ということになっているわけでございます。現在は新型コロナウイルス感染症対策のほかに様々な市政課題が山積しているわけでございまして、現在はその解決に向けて懸命に努力をさせていただいております。今はそのことのみに取り組んでいるところでございますので、4期目ということにつきまして全く今は白紙の状態でございますが、今後熟慮して考えてまいりたいと思っております。
○議 長 田村議員。

◎2、外国人の実態

1、外国人の状況把握等について

○田村議員 それでは、次に参ります。

2番目の外国人の実態でございますが、年々滝川自体も外国人が増えているように思うわけですが、まず最初に滝川市に住所のある外国人の国別、性別人数を伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市の住民基本台帳に登録されている外国人は、本年5月末現在で、多いところからいきますとベトナム、男性27人、女性11人、計38人、韓国、男性10人、女性8人、計18人、フィリピン、男性2人、女性10人、計12人、ネパール、男性8人、女性4人、計12人、アメリカ、男性7人、女性3人、計10人など、全体で15か国から男性65人、女性51人、合計116人となっています。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今合計で116人ということでございますが、これは住民登録をされている人だと思っております。それで、外事課では道内に3万8,000人の外国人が在住していると、そのうち滝川は116人、こういう意味合いだと思っておりますが、それ以外の住民登録をしていない外国人の把握はどのように行っているか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 住民登録の対象となる外国人は、3か月以上の在留期間がある中長期在留者や特別永住者などです。住民基本台帳法の適用対象となる方は居住地で住民登録をすることとなっておりますが、住民登録をされていない外国人については把握をしておりません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、把握をしていないというよりは、できないのだろうと実は思うのです。というのも、密入国だとか不法在留、こういう方が北海道にも必ずいると。必ずとつけていいぐらいいます。それで、なぜかという、外事課ではその情報を欲しがっているということでありまして、住民登録をしているのは誰でも分かるのです。私のアパートにも外国の方が入っていますけれども、そういう方にも聞くのですが、何もない人がいると。何もないというのは、パスポートも期限切れだと、そのままいるというような方が実はいるのです。それを把握しなければ、大変なことになっていくのでないかなというふうに思います。そしてまた、日本に暴力団はたくさんありますけれども、その組長も外国人の組長という組があるのです。日本にです。そういう状態なので、そういうところから来てからすぐ暴力団になっていると、外国人が日本の暴力団になっていると、こういう事態があるというようなことで、外国人といえども傍若無人の人がたくさんいるというふうに思うのです。

そこで、3番目の事故の件なのですが、この事故は把握していると思うのですが、令和4年5月21日午後零時5分頃、幸町3丁目で車の衝突事故が発生しました。それを運転手の方は申告せず、別の滝川市内に在住している中国人の39歳の男性に身代わりを依頼したと、その身代わりを依頼したのが26歳の女性ということなのです。こういう事件が滝川で起きているわけです。こういうことに対して、この事件をどれぐらい把握していて、こういうものは警察任せだけでいいのか、滝

川の事件であるので、市民課あるいは市としてもしっかり把握すべきだと思いますが、どこら辺まで把握していますか。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 5月21日に発生した2台の自動車による衝突事故についてですが、事故の内容そのものが死亡事故のような大きな事故ではなかったため、警察との情報共有は行っておりません。事故に関する情報につきましては、報道以上の内容は把握しておらず、田村議員からおっしゃられた26歳の女性から依頼されたという話は今初めて聞いたぐらいです。交通事故に関しては、交通事故の安全対策上必要な情報交換はしますけれども、事故に関わった方の個人の情報はその対象となっていないので、把握などはしておりません。先ほどの質問にも関係しますが、住民登録をしないことなどが分かれば実態調査をするなどして住民登録をするようにしていきますので、もしそういうことが分かれば所管のほうにご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きますが、4番目のウクライナからの避難者、今ロシア、ウクライナの戦争で日本でも受入れ態勢を取っているというようなことから、各地にそういう方が行くのかなというふうに思います。札幌には既に親戚を頼って来ているというような情報もあるわけですが、滝川においてはそういう避難者の受入れ要請があった場合受け入れるのか、どうするのかお聞きします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 政府におきましては、昨今のウクライナ情勢を踏まえまして、人道支援の観点から避難民の積極的な受入れということを表明しており、全国に支援の輪が広がっているところです。本市におきましては、平和都市を宣言し、平和を願う一員ということから、日本赤十字社が行っているウクライナ人道危機救援金の募集活動、これに賛同しまして、福祉課及び江部乙支所に受付窓口を開設しているところです。ご質問にありましたウクライナからの避難民の受入れということにつきましては、出入国在留管理庁、通称入管庁と言われますが、こちらへの支援団体登録が必要ということになっております。登録をした場合、入管庁からの委託を受けて受入れをするという流れになるかと思いますが、現時点では登録の検討までは至っておりません。今後におきましては、政府のさらなる支援の要請などがあったという際には、その要請内容も踏まえまして避難民の受入れも含めて検討はしたいというふうに考えております。

○議長 長 田村議員。

◎3、道路行政

1、除排雪について

○田村議員 それでは、次の3番目の道路行政の除排雪についてをお伺いいたします。除排雪の件については、今までに何回か質問しておりますが、一つも進歩していないというふうに思われます。まず、1番目の近年4年間の苦情件数を伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ご質問のありました近年4年間の苦情件数でございますけれども、平成30年度が約180件、令和元年度が約100件、令和2年度が約240件、令和3年度が約220件となっております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 例えば令和2年、令和3年において200件以上の苦情があるというようなことでございますが、この苦情の内容とか、あるいは処理の実態はどういうふうになっているのか、それとどういふ苦情が一番多いのかもお聞きします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 市民の方々から寄せられるご意見やご要望には様々なものがございます。一番多いものが間口、門口への置き雪が多いというもの、それから向かいの家、または隣の家との雪の量が均等でないといったものが一番多いです。置き雪に関するものが全体の苦情の約8割程度、そのほか道路に雪を出しているとか、そういうものの排雪等の要望となっております。除排雪に関するご意見、ご要望につきましては、高齢化や生活スタイルの変化などによりまして市民ニーズが多様化をしているところでございます。そういった中でご意見やご要望のあったものに関しましては、都度現場確認をさせていただきながら、市民生活には欠かすことのできない冬期間の道路交通網の確保を最重点に、除排雪業務の受注者と一体となり、日々の施行の中で解決できるものは改善に向け、日々取り組んでいるところでございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 解決できるものは解決すると。では、解決できなかったものにはどんなものがあるのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 解決できない案件というもののご質問でございますけれども、例えば排雪路線でない道路、生活道路等で排雪をしてくださいというご要望があった場合には、排雪路線でございませぬので、排雪はできないというような対応になります。ただし、拡幅投雪という形で道路幅を広げるという作業になりますけれども、排雪をしてくださいというご要望には沿えない場合が多々ございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 先ほども言いましたが、除排雪に対しては何にも進歩していないと、一等最初にそうやって言ったのです。だから、これをもっともっと進歩させないと、少子高齢化になっているのだから、昔のままでいい、そんな考えはとんでもない話であって、間口、門口、隣の雪置き、そういうのがあったら除雪費をもっと補正してもちろんとする、それが住民のためだと思っておりますが、いかがですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 例年除排雪作業をやっております。年によって雪の降り方も降雪量も、それから雪の質、あとは風の吹き方とか、いろいろ諸条件が違ってまいります。ご質問のありましたとおり、除

雪費の不足が見込まれる場合につきましては、補正予算あるいは流用等で必要な除排雪、それから除雪に関しましては今までも実施をしてきております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これからますます高齢化が進んでいくわけです。そこにおいて、間口の雪、門口の雪というのは非常に扱いづらい。ブルをちょっと曲げていけば最小限取れるのです。ただ置きっ放し、それは市として除雪組合のほうへの指導は何もしていないのか。それと、これからますます苦情になっていく門口、それについては今後少しは取るように考える余地があるかどうかお聞きします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 門口あるいは間口に置いていく雪に関しましては、受注者に対してなるべく均等になるように、隣の家と違わないようにという指導はその都度しております。門口あるいは間口の雪を今おっしゃったとおり少し取っていくような除雪の仕方をいたしますと、大体朝の6時半、7時までに除雪が終わらないということになります。ですので、門口あるいは間口の雪をある程度取っていくという作業につきましては物理的にできないというふうに考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは物理的にできないのではなく、やる気がないだけです。

そこで、次に移りますが、3番目の除排雪経費の算出方法、これは基準があると思うのですが、滝川独自ののか、あるいは全道均一なのか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 滝川市におきます除雪業務の契約につきましては、自然条件に大きく影響を受ける業務を担うに当たり、受託業者の安定的な経営を考慮しまして、降雪量や出勤回数に左右されない、そのような設計とし、契約をしており、少雪時においても冬期間に確保すべき人件費、機械損料が最低限保障される内容としております。加えて、除雪体制の維持に向けた取組として、汎用性の低い除雪車両を保有することに対する経営リスク、暖冬や少雪等で稼働時間が少ない場合の機械の維持管理費の負担、経営体力の低下、機械価格高騰といった要因の中で更新が難しい状況を鑑み、民有車両から官貸車両への積極的な移行を進め、除雪機械の確保をしているところでございます。

ご質問ありました設計につきましては、全道一円同じ設計ではないというふうに把握をしております。滝川市においては、人件費と機械損料をある程度最低限保障されるような設計としておりますので、ほかの都市、同じような類似市とは全部同じような設計にはなっていないというふうに認識をしております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、聞くところによると滝川独自の考え方だというふうに受け取れるのですが、今言われた機械の損料、それは業者が持っている機械を使う場合は損料は当然だと思うのですが、市で貸し出している機械もあると思うのです。例えばロータリーとか、そういう場合の損料はどういうふうに計算するのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 機械損料でございます。機械損料につきましては、民有車両に対しましては官貸車両

の1割程度の費用をお支払いをして管理、使用するような積算となっております。官貸につきましては、そのような標準的な機械損料という方法で積算しております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、除雪組合と市の担当者とは年何回ぐらいの協議をして、例えば昨年を除雪業者は何社ぐらいあったのですか。その2点をお聞きします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 担当者と維持管理協同組合、年度が始まる前に1回打合せはやりますけれども、その後はその都度必要に応じて打合せとなっております。構成業者につきましては、申し訳ございません、はっきり申し上げられませんけれども、十数社となっております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 私が把握しているのは16社だと思うのですが、十数社というのはいいかげんな数字ではないですか。これは契約問題もあるので、はっきりしないと駄目だし、年1回ぐらいの会合でなく、全て聞いていると業者に丸投げという感じですよ、これでは。もっと責任を持ってやらないと駄目だと思うのですが、昨年、今期というか、業者は16社と私は確認していますが、何社なのですか。

○議長 長 答弁調整させていただきますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○議長 長 会議を再開いたします。

建設部長。

○建設部長 申し訳ございませんでした。

加盟している企業は16社でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きます。4番目の道路破損、ポール、縁石等の破損件数と修理の実態でございますが、雪が解けた頃、歩道の縁石、あるいは道路脇に立っているポール、こういうものが曲がっているということが多々あります。そしてまた、最近は個人への被害というのはあまりないのですが、私が耳にするところでは公共物の道路とかポールとか、そういうものの破損が多いと思うのですが、ここ数年の破損件数はどれぐらいあって、どういう処理をされたのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ご質問の除雪作業に起因した道路の破損等につきまして、令和3年度におきましては、作業中の接触等による損傷が原因であることが明らかなマンホールや雨水ます、標識等の破損が95件ございました。そのほか、縁石や視線誘導標、街路樹への接触等による破損等、作業中の接触によるもの、民間業者の作業による原因と思われるものなど様々なケースがございますが、市民の方からの通報によるものも合わせまして約150件程度となっております。修繕の対応につきまし

ては、作業中の接触等により業者から連絡があったもの、市民からの通報によるもの、それぞれ我々市職員、あるいは受注者のパトロールにより現地を確認し、随時修繕を行っているところでございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これだけ破損箇所があるわけです。このうち、業者が払った分、市が負担した分、どれぐらいの割合になりますか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪作業に起因した95件のものですが、これの修繕につきましては別途契約している土木維持業務の中で修繕を行っているということでございます。

(何事か言う声あり)

○建設部長 市のほうで土木維持業務の中で修繕をしております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これは95件全部市でやったということなのですが、市で保険に入っているのだと思うのですが、全部保険なのか、あるいは修繕費から持ち出したのがあるのか。あるいは、この中で業者が壊したという申告、そういうものはないのですか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪作業で市の委託をしている業者からのものにつきましては当然申告がございませけれども、民間の頼まれている除雪車による破損につきましてはそれは把握できませんので、その点についてはこちらのほうでは把握はできておりません。

○議 長 建設部長。

○建設部長 保険に関しましては、特に保険適用はしておりません。修繕費の中で土木維持業務の中で行っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これをやっていけばもっと長くなるので、今回はここでやめておきますが、まだまだ問題はあります。ただ業者に丸投げ、市の指導が全く行き届いていない。こんなことでこれから先の除雪、高齢化になって除雪できない。国道だってそうなのです。流雪溝があってもさっぱり使われていない。こういう現状になってきているのです。こういうものを見据えた場合、今までどおりでいいのか、少しは改革しなければならぬと思っているのか、意思だけお聞きしておきます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪作業、排雪作業、冬の道路の維持の件でございませけれども、いろんな市民からのご要望とかご意見とかもございませ。その中で、限られた予算の中で除排雪作業の執行をしているところでございませ。いろいろ現場でもなかなかご要望に沿えないという点も議員ご指摘のとおりあるのは把握はしております。ただ、限られた財源の中で効率的にやっていくという基本方針は変わりませ。その辺はご理解をいただきたいと思ひませし、改めなければならぬ部分につきましては、それは当然改めていかなければならぬということで考えております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に移りますが、高校通と官庁通の間の生活道路の除排雪トラブル、これは何回も呼ばれたり、あるいは担当が行ったり部長が行ったりしながら、なかなか解決しなかった問題というふうに捉えておりますが、最終的にはどういうふうに処理されましたか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ご質問ありました路線は高校通と官庁通の間の生活道路でございまして、排雪路線ではありませんでした。私も複数回現場にも足を運んで、拝見させていただいたところでございます。排雪路線でございませぬので、現場でもお話をさせていただいておりますけれども、排雪はできないということでございませぬので、交差点につきましては見通しが悪いということで、隅切りというか、角の部分は、そこは排雪をしていくという作業でございませぬ。地先の方からご要望がありまして、その方の家の前だけ取っていかないのではないかなというふうなお話でございましたけれども、そのときの雪の状況、それから雪質もありますし、うちのほうではでき得る限りの拡幅投雪を行って、なるべく通行に支障のないようにということでお話をさせていただきました。その中で、すれ違いができないとか、そういう道路通行に支障があるものではないという観点から、一部ご要望に沿えない部分があったというふうに認識をしております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 いろんな除雪の問題のある中で、これは非常に根の深かった一件だと思うのです。市長にお聞きしますが、このトラブルはお聞きになっておりますか。

○議 長 市長。

○市 長 報告は受けておりませぬ。

○議 長 田村議員。

○田村議員 報告を受けていない。もっともだと思うのです。だけれども、これは担当あるいはその部の問題なのです。今言われたように生活道路だから除排雪はできないと、果たしてそれでいいのですか。市長でなくて、このことについては部長にもう一回答弁いただきたいと思ひます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 生活道路につきまして今ご質問がありましたけれども、やっぱり状況によるというふうに私は判断をしております。生活道路だから、排雪路線ではないという原則がございませぬ。ただ、雪がとても多かったり、雪質もございませぬし、除雪のやり方というのもあるのですけれども、時と場合によりますし、状況、状況でそれぞれ担当の者が現場を見て判断をさせていただいております。ですので、今回はそのようにはなりましたけれども、極端に降雪が多いですとか、一日に1メートルとか雪が降ったといった場合にはまたその現場の状況も変わってきますので、それはその時々で対応して判断をしていきたいというふうに考えております。

○議 長 田村議員。

◎4、教育行政

1、不登校の対応について

○田村議員 それでは、次に参りますが、4番目の教育行政でございませぬ。

不登校への対応についてでございますが、コロナ禍の影響等も原因の一つだと思うのですが、直近3年間の不登校児童生徒の実態を伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 直近3年間の不登校児童生徒の実態についてお答えいたします。

年間30日以上学校を欠席した長期欠席児童生徒のうち、病気と経済的理由によるものを除いた不登校の児童生徒の人数について、令和3年度は小学校で18名、中学校で53名、計71名おります。割合にすると在籍比で小学校でおよそ1.1パーセント、中学校で5.9パーセントとなっております。令和2年度は小学校13名、中学校41名の合計54名、令和元年度は小学校11名、中学校38名の合計49名であったことから、直近の3年間においては不登校児童生徒数は増加傾向にあると考えております。不登校の要因としましては、令和3年度でいうと無気力とか不安などの心因性のものが小中学校において最も多くを占めております。また、他の要因として、生活リズムの乱れ、友人関係などがありますが、複数の要因が重なっていると考えられるケースもあり、一人一人の児童生徒の状況に応じた支援が必要というふうに考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 やはり年々増えていると、これからも増え続けるというふうに私も思うわけですが、そこで2番目に行きますが、不登校生徒を対象とした校内フリースクールの開設、滝川にはふれあいルームだとか専用の別クラスとかがあるのは分かっていますが、校内フリースクールの設置が必要な時期に来ているのではないかと思います。お考えを伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校の対応についてのご質問にお答えいたします。

現時点で滝川市においては、学校内にフリースクールが開設されている事例はありませんけれども、不登校児童生徒が段階的に学校復帰を目指す場として教室以外の空間を有効に活用して取組を行っている例があります。具体的には、学校内の相談室や、それから今学級減で増えてきている空き教室を有効に活用して学習ルームを設置する例、あるいは保健室を児童生徒の支援の場に位置づけて、教員であるとか学びサポーター等を配置して学習支援や子供たちの心に寄り添う相談活動を行っております。新たに中学校で取り組み始めた一つの事例としては、なかなか教室に入れない生徒が学習ルームに直接登校し、そこで1人1台端末のタブレット端末を活用して、今まさに自分の所属する学級で行っている授業をライブ配信で学習ルームで見て、学習ルームから授業に参加する取組を行っている学校があります。

一方、学校外の施設としましては、今議員からお話がありましたとおり、滝川市適応指導教室ふれあいルームを滝川市教育支援センター内に設置しており、主として心因的な理由により登校できない児童生徒を対象に指導と相談の充実を図っており、教育支援専門員を4名配置しております。個に応じた学習支援や体験活動が行われており、ここでもタブレット端末を活用して学校の授業をオンラインで受けている生徒もおります。令和3年度は、市内の小学生3名、中学生18名の合計21名がふれあいルームを利用しております。教育委員会としては、この適応指導教室を中心とした校外における不登校児童生徒への支援を継続するとともに、学習ルームの取組など学校内におけ

る不登校生徒の支援体制、相談体制の充実のために引き続き学びサポーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣することを通して不登校の児童生徒や保護者への支援に取り組んでまいります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 校内フリースクールの設置等について、教育長はどのような識見をお持ちか伺います。

○議長 長 教育長。

○教育長 私の考えということでございますけれども、今参事から申し上げたとおり、居場所あるいは受皿ということではある程度整備がされております。校内フリースクールという看板はありませんけれども、そういった状態で体制はあります。ただ、もう一つの問題は、外に出てこれられない子、その子たちをそこに向かわせるためにどうするかというところは、これはやはり学校と連携しながら、少しでも足が向くようにというところは指導していかなければならないと、そんな考えでございます。

○田村議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

引き続き、東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 通告に従いまして、1問だけ質問させていただきます。

◎1、防災行政

1、防災危機対策課の職員体制について

防災行政について、防災危機対策課の職員体制についてお伺いいたします。この質問につきましては、関連の質問が昨日佐々木議員、寄谷議員からされておりますけれども、私なりの視点から質問させていただきます。

全国の市町村のうち、防災関連の部署に女性がいない自治体が60パーセント、正確には61.9パーセントに上がることが最近の内閣府の調査で明らかになりました。危機管理や防災の部署に女性がいないと避難所の運営や備蓄用品に女性の視点が反映されにくいのではないかと考えます。本市の現状については、昨日答弁がありましたように、会計年度任用職員の女性の方が1名いるという話ですが、正職員の配置について今後どのようにお考えか、考えをお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 防災担当としての女性職員の配置というご質問です。現状につきましては、昨日の佐々木議員、寄谷議員からのご質問の中で答弁をさせていただきました。現状では、女性職員は会計年度任用職員1名しか配置ができていないという状況です。昨日の答弁とも重なりますけれども、災害対策本部、そういったところでは各課の協力の下に実施をしていくということですので、女性の意見ということにつきましてはそういったところでの対応ということを考えております。特に何かあって男性を配置しているという意図ではありません。過去には女性が配置になっていた時期もありますし、そういったことで女性の配置ということに至っていないということではありませんけれども、今後も全体の職員の配置の中で女性が配置できると、する必要があるというふうに判断

すれば、そこに女性を配置していくということも考えたいとは思っておりますが、現状は今男性職員で対応しているという状況であります。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 現状ですぐには難しいというご発言ですけれども、災害は待つはくれません。近々では能登地方で大きな地震がありましたし、いつ、どこで災害が起こるか分かりません。特に今のご答弁の中で、職員全体で災害対策をするので、女性の数が少ないというわけではないというお答えでしたけれども、防災担当の職員として必要な能力を持った方がたくさんいたほうがいいのではないかなと思います。また、加えて、先ほどの内閣府の調査の回答の中に、女性職員が10パーセント以上いる自治体については、全くいない自治体に比べて女性の生理用ナプキンや粉ミルク、紙おむつなど女性や乳幼児が必要な物品を常備しているという数値報告もあります。このことを踏まえて、もう一度お考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 女性職員の配置という点につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおり、全体の中でこれは考えさせていただくというふうに思っております。備蓄品のお話もありました。備蓄品に関しましても、内閣府のガイドラインなどで女性用のものですか、そういったものを整備するようというふうなことも示されております。そういったところも参考に準備を行っていきたいというふうに思っておりますし、避難所の運営なんかに関しましては防犯ブザーの貸出しですとか、それから女性専用のエリアの設置ですとか、そういったことも女性職員の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○東元議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

ここで議場内の換気を行うため、暫時休憩いたします。再開は11時といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時59分

○議長 長 会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第7号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

○議長 長 日程第3、議案第7号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第7号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う子育て世帯への生活支援金給付事業の補正などが主な内容となっています。

1 ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億760万3,000円を追加し、予算の総額を220億9,964万6,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございまして、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。2 款1 項9 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額1 億9,952 万8,000 円の増額につきましては、滝川市に配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、限度額1 億8,143 万7,000 円を活用し、以下に申し上げます6 つの事業を実施するための補正でございまして、1 点目は、國學院大學北海道短期大学部学生生活支援事業に要する経費の補正でございまして、コロナ禍における生活負担が継続する中、昨今の原油価格、物価高騰によりさらに負担が増していることから、学生生活への影響緩和を目的として、國學院大學北海道短期大学部全学生に滝川産米を配付するため、79 万4,000 円を補正したいとするものです。2 点目は、低所得世帯への生活支援金給付事業に要する経費の補正でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯収入の減少に加えて、原油価格、物価高騰に伴い、灯油や電気代、各種生活必需品の購入費用など、様々な生活経費が増していることから、これらの影響が特に大きい低所得の高齢者世帯及び重度障がい者世帯に対し、1 世帯当たり1 万2,000 円の支援金を支給するため、4,898 万円を補正したいとするものです。3 点目は、社会福祉協議会歳末たすけあい見舞金等支援事業に要する経費の補正でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、募金事業等の減収が見込まれることから、社会福祉協議会が実施する歳末たすけあい見舞金贈呈事業等の事業に支障を来すことのないよう、同協議会に支援金を交付するため、65 万円を補正したいとするものです。4 点目は、子育て世帯への生活支援金給付事業に要する経費の補正でございまして、昨今の原油価格、物価高騰等に伴う国や北海道の子育て世帯に対する支援は、低所得世帯に限定されております。しかしながら、現在の状況下で子育てをされている世帯は様々な面で多くの負担を負っていることから、滝川市独自の施策として国、道の支援対象から外れている世帯も含め、高校生以下の児童を養育されている全ての子育て世帯を支援するために、児童1 人当たり一律2 万円の支援金を支給するため、1 億660 万3,000 円を補正したいとするものです。なお、本支援金の支給対象につきましては、令和4 年10 月1 日に滝川市に居住している平成16 年4 月2 日以後に生まれた18 歳以下の児童を養育する者、令和4 年10 月1 日から令和5 年3 月31 日までの間に出生した児童の父母等のいずれかの要件に該当する方としております。5 点目は、滝川市農業生産資材価格高騰緊急対策事業に要する経費の補正でございまして、コロナ禍における原油価格等の高騰により、農業生産資材の価格が全般的に高騰しており、特に肥料価格は円安や原料の主要供給国であるロシアの軍事侵攻、中国による肥料の輸出規制などに大きく影響され、国が実施した価格抑制策、ホクレンによる農業者負担の激変緩和策を実施してもなお異例の価格高騰となっております。市といたしましても、この状況を重く受け止め、市内の

経営体に対する影響緩和に向けた緊急対策として経営面積等に応じた支援金を支給するため、3、570万円を補正したいとするものです。6点目は、学校給食の原材料費高騰対策事業に要する経費の補正でございます。昨今の原油価格、物価高騰に伴い、市立小中学校で実施しております学校給食の原材料費が高騰しており、給食提供に影響が出るおそれがあることから、保護者等の負担を増やすことなく、栄養バランスや質を保つとともに、地元食材を活用した給食を提供するため、賄材料費を680万1,000円増額補正したいとするものです。ただいまご説明申し上げました1点目から6点目までの事業費の合計は1億9,952万8,000円となり、そのうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億8,143万7,000円が措置されるほか、低所得世帯への生活支援金給付事業に対して北海道の市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金が778万円措置されることから、不足する分につきましては他の財源により調整したところでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額807万5,000円の増額につきましては、北海道子育て世帯臨時特別給付金給付事業に要する経費の補正でございます。本定例会初日におきまして低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を支給するための補正予算を可決いただいたところでございますが、第2回北海道議会定例会におきまして北海道独自の事業として北海道子育て世帯臨時特別給付金を児童1人当たり一律1万円支給することが決定したことから、国の一律5万円に北海道独自の一律1万円を上乗せし、合計6万円として一括支給するため、補正したいとするもので、費用の全額が北海道の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で措置されるものです。

以上、歳出合計で2億760万3,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項7目総務費交付金から20款2項1目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

21款1項1目繰越金203万1,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で2億760万3,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第4 議案第8号 財産の取得について

○議 長 日程第4、議案第8号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第8号 財産の取得についてご説明申し上げます。

財産の名称は、小型ロータリ除雪車、1.3メーター、700トン級であります。取得の方法は地域限定型一般競争入札、取得の相手方はナラサキ産業株式会社北海道支社であります。取得価格は3,174万6,000円、用途は歩道除雪を主とした除雪、夏季の草刈り業務用として使用されるものであります。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたします。この入札につきましては、地域限定型一般競争入札の方法で行い、6月9日に入札を執行した結果、ナラサキ産業株式会社北海道支社が落札候補者となり、6月13日の資格審査を経て落札決定者となり、同日仮契約を締結いたしました。取得車両の仕様については、前方の作業機はアタッチメントにより取替えが可能となっており、1.3メーター幅のロータリー除雪、草刈り作業装置へ変更可能となる仕様となっております。車両納入期限は、令和5年3月31日としております。

取得に当たりましては、国土交通省の令和4年度社会資本整備総合交付金事業により交付決定を受けております。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第5 議案第9号 議員の派遣について

○議長 日程第5、議案第9号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会の提案に関わるものでございますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第6 議案第10号 滝川市総合計画調査等特別委員会の設置について

選任第1号 滝川市総合計画調査等特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第6、議案第10号 滝川市総合計画調査等特別委員会の設置について、選任第1号 滝川市総合計画調査等特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会からの提案に関わるものでございますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び選任第1号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第7 報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 長 日程第7、報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の事業報告でございます。初めに申し上げますが、当該年度の事業につきましては新型コロナウイルス感染症の世界的拡大によりまして未実施となった事業がありまして、一部代替事業を実施しております。

それでは、お手元の資料1ページを御覧ください。大きな1番目です。継続事業につきましては、3つの事業を実施しております。1、国際交流事業につきましては、1ページに国際交流の夕べや支援事業も含めた5つの事業の内容、実施状況及び代替事業の実施状況について、2、国際協力事業につきましては、同じく1ページにJICA課題別研修、小規模農家のためのアグリビジネス振興コース研修員受入事業など2つの事業の内容及び実施状況について。

次のページをお開き願います。3、国際理解事業につきましては、シンガポールスタディツアーなど3つの事業の内容、実施状況及び代替事業の実施状況についてそれぞれ記載しておりますので、お目通し願います。

大きな2番目です。その他事業につきましては、2ページの下の方になりますけれども、2つの事業を実施しております。1、国際理解事業につきましては、2ページから3ページにTIEA語学教室など4つの事業の実施内容について、2、調査・研究資料提供事業につきましては、3ページから4ページまで、JICA草の根技術協力事業など3つの事業の内容及び実施状況についてそれぞれ記載しておりますので、こちらもお目通し願います。

続きまして、4ページをお開きいただいていると思いますけれども、3番目、法人会計につきましては、1、調査・研究資料提供事業につきましては4ページから8ページに、2、組織の強化並びに会員の加入促進につきましては8ページに、3、会議につきましては9ページに、各事業と会議等の実施状況を記載しておりますので、お目通し願います。

続きまして、9ページの下の方ですけれども、IV、その他につきましては、1、寄附等につきましては9ページから10ページに、2、滝川国際交流協会30周年記念誌の発行につきましては10ページに記載しておりますので、こちらもお目通し願います。

11ページを御覧ください。会員状況につきましては、令和3年度は正会員、個人が111人、団体が60団体、賛助会員、個人は129人、団体は8団体で、会員数308となり、前年比4.3パーセントの減となったところでございます。

次に、令和3年度の決算状況につきましては12ページから21ページにかけて記載しておりますが、令和3年度事業別収支計算書にてご説明いたしますので、20ページ、21ページを御覧ください。まず、20ページですけれども、事業活動収支の部について、20ページの中ほど、事業活動収入の計は6,098万7,182円、同じページ下段の事業活動支出の計は5,485万4,632円ということで、当期の事業活動収支差額は613万2,550円となりました。

21ページを御覧ください。投資活動収支の部につきましては、投資活動収支差額がマイナス1,150万円となったところでございます。財務活動収支の部については、収入、支出ともになく、予備費支出もありませんでした。よって、当期収支差額のマイナス536万7,450円と前期繰越収支差額とを合わせて、次期繰越収支差額が416万2,704円となったところでございます。

続きまして、令和4年度の事業計画でございます。23ページから26ページにかけて令和4年度の事業計画を記載しておりますが、23ページ、最初のほうに4つの推進目標を掲げております。これによりまして事務局体制の安定化を図り、事業の見直しや支援の在り方を整理するとともに、これから増加するであろう外国人在住者の暮らしやすい環境づくりや住民との共生につなげるため、地域の国際化に資する各種事業を実施する予定となっておりますので、お目通し願います。

次に、令和4年度の予算につきましては27ページから30ページにかけて記載しておりますが、令和4年度事業別収支予算書にてご説明させていただきますので、29ページ、それから30ページをめくってということになりますけれども、御覧いただきます。まず、29ページ、事業活動収支の部についてですけれども、中段、事業活動収入の計は2,978万8,000円、同じページ下段の事業活動支出の計は4,072万円となっております、事業活動の収支差額、こちらはマイナス1,093万2,000円となっておりますけれども、30ページの投資活動収支差額、それから予備費並びに前期繰越金をそれらに充てる予算となっておりますので、ご確認ください。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 どうしても気になったことが1点ありますので、ご説明をいただきたいと思っております。

1ページをお開きください。1ページの大きい2番の国際協力事業の①の小規模農家のためのアグリビジネス振興コース研修員受入事業となっておりますが、受入れ事業なのだけれども、コロナ禍で受入れすることができなくてオンラインになったというような説明がされていると思いますが、それはそれで正しいのかどうか。

それと、20ページのそれに伴う決算書の収支計算書のほうを御覧いただきたいと思えます。まず、支出の部でございますけれども、これに伴う部分では丸の2つ目の国際協力事業費、JICAアフリカ地域課題別研修コース事業で正しいのだと思うのですけれども、これが343万5,000円の予算であるにもかかわらず1,331万1,161円の支出になっており、987万6,161円の超過決算となっているということになります。それに対する収入なのですから、これは4の事業収入の一番上のJICAからの補助金ということになると思うのですけれども、450万円の予算のところ1,698万4,738円ということで、1,248万4,738円と。本年度2回実施となっておりますけれども、2回実施であるにもかかわらず3倍近くになっているという歳入になっています。収支だけを見ると別に問題ではないのだけれども、こんなに何に使ったのかということがすごく理解できないので、ご説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員ご指摘のとおり、まずJICAアフリカ地域課題別研修コース事業については、当初研修員の受入れということで制度設計されていたものでありますけれども、コロナの影響がありまして、受入れができないというようなことになりました。結果として、オンラインのビデオ教材の作成でありますとかオンラインによる事業の受入れというのを1期、2期として行いまし

て、その受入れ研修期間が大幅に増加したということで、結果的に人を受け入れるよりも逆に費用がかさんでしまったという状況にあるということでございます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 大まかな内容については今の説明でいいのかもしれないのだけれども、何に幾ら使われているのか。もしかして外注しているからということなのか。それは、自分で外注先を探したか、JICAからこういう外注先がいいと言われたのでないかとか、いろんなことがどんどん浮かんでくるのです。だから、すごく納得できない。なので、納得できる説明をいただきたい。

○議長 長 答弁調整を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長 長 会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長 まず、お時間をいただきましてありがとうございました。

先ほど若干説明しましたが、オンラインで受入れするに当たって動画教材というのを作成したという旨をお話したと思うのですが、この動画教材の作成に大きく費用が割かれているということです。外注したものであります。撮影から編集、納品までというような一連の流れを全て外注したということになりますけれども、内容が滝川市内の農家5件から6件の滝川の営農の状況、農業の状況ということを通じて、作物に応じてこんなことを、雪が解けてから収穫までというようなことを撮り続けた。それがまず1つあるのと、それから例えば花・野菜技術センターでありますとか、ホクレン、農協ですとかというところのいわゆる研究機関等の状況についても撮影するなど、撮影場所や撮影期間が多岐、長期にわたったというようなことで費用がかかったということです。札幌の映像会社に委託したということでもありますけれども、内容としてはそういう状況です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議長 長 日程第8、報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況に

つきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご報告申し上げます。

資料の2ページ目をお開き願います。初めに、令和3年度の事業報告でございます。まず、学習機会の提供に関する事業についてでございますが、1番、リブラーン講演会の実施につきましては、講師に直木賞作家、桜木紫乃さんをお招きし、講演会を開催いたしました。当日は、130名を超える聴講者が参加しております。

2、講座の実施につきましては、10ページまで記載のとおり、教養講座から健康、運動講座、趣味、実用講座、語学講座、体験講座など44講座を256回開催しております。講座につきましては、当初51講座を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴い、会場となる施設の閉館等により7講座を中止しております。実施した講座につきましては、市民の皆様の多様なニーズに沿えるよう、またより多くの方に受講いただけるよう、魅力ある講座づくりに取り組んだところでございます。

10ページ以降12ページまでにつきましては、資格検定をはじめ、その他の事業のほか、各種会議の開催状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、決算報告についてご説明いたしますので、14ページをお開き願います。収支計算書の1番、事業活動収支の部でございますが、A欄、事業活動収入計は決算額1,023万7,788円となり、予算額に対しまして73万2,212円減となっております。この主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等により会場としておりました施設が休館になったことで一部の講座を中止したため、事業収入である講座受講料が得られなかったことによるものでございます。

次に、B欄、事業活動支出計でございますが、決算額1,320万6,350円となり、予算額に対しまして179万2,650円の減となっております。これは、事業費支出のうち、学習機会提供事業に要した経費の講座中止による支出減とリブラーン講演会等事業に要した経費の旅費、交通費及び負担金で計上しておりましたNPO法人アートステージ空知との共催事業の中止による支出減が主なものでございます。

次に、表の中段になりますが、大きな2番、投資活動収支の部でございます。収入につきましては、1、投資活動収入として基本財産取崩し収入1,000万円に対しまして、2、投資活動支出として基本財産取得支出で650万円、特定資産取得支出が20万円の計670万円となり、以上によりF欄、投資活動収支差額は330万円となったところでございます。

これによりましてH欄、当期収支差額は33万1,438円となり、I欄、前期繰越収支差額186万7,032円を加えますと、J欄、次期繰越収支差額は219万8,470円となったところでございます。

なお、15ページから25ページにつきましては収支に関する資料、26ページにつきましては監査報告となっておりますので、お目通し願います。

次に、令和4年度の事業計画についてご説明いたしますので、28ページをお開き願います。まず、学習機会の提供に関する事業の1番、講演会の開催につきましては、多くの会員や市民の皆様にお越しいただける講演会を開催したいと考えております。今年度は、「声に出して読みたい日本

語」など多くの著書を出されている齋藤孝さんをお招きしての講演会を10月に予定しております。

2、講座の開催では、会員の方々の意向を反映させ、教養講座及び健康、運動講座、趣味、実用講座、語学講座を中心に、新規10講座を含め50種類53講座を計画しており、市民の皆様が気軽に参加でき、楽しく学べる内容を盛り込んでおります。

32ページ目から34ページ目までのその他の事業につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

次に、収支予算でございます。36ページをお開き願います。1番、事業活動収入につきましては令和4年度予算額1,157万2,000円、2、事業活動支出については1,600万7,000円、3、投資活動収入650万円、4、投資活動支出310万円、5、予備費につきましては20万円を計上しており、これに前期繰越収支差額123万5,000円を充てる予算となっております。

なお、37ページから40ページにつきましては収支に関する資料でございますので、お目通し願います。

以上で報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎発言の訂正について

○議 長 ここで、先ほど報告第4号の本間議員の質問に対しての答弁に誤りがございましたので、訂正の答弁がありますので、それを求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 大変申し訳ございませんでした。

私は動画教材の作成を発注した先が札幌の映像制作会社と申しあげましたけれども、旭川の映像制作会社の間違いでありました。おわびして、訂正をよろしくお願いたします。

◎日程第9 報告第6号 監査報告について

報告第7号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第9、報告第6号 監査報告について、報告第7号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第6号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査及び同条第7項の規定による財政援助団体等の監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告い

たします。

最初に、令和2年度の執行事務を対象とした定期監査について報告いたします。監査の対象は教育部で、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、公印の改廃に伴い、公印台帳を整備していませんでした。契約事務において見積額が予定価格を超えていたものが、再度見積り合わせを執行せずに業者を決定し、契約を締結しているもの、業務委託料の予定総額が50万円を超える設計にもかかわらず入札ではなく見積書を徴し、予定価格調書及び契約書の作成を省略しているもの、賃貸者及び保守受託者との3者による契約で契約書に保守受託者及び機器の保守に係る規定を定めていないものなどがありました。また、学校歯科医2名がそれぞれ3回出向したところを1回と誤り、本来支給すべき額より少ない金額で報酬額の支出決定を行ったもの、事業の中止により補助事業の決算額が補助金額を下回りましたが、補助金の精算を行わなかったもの、解体した新町書庫の物品の不用決定を行わずに物品出納簿の払出し処理を行ったものなどがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導いたしました。

次に、財政援助団体等の監査について報告いたします。監査の対象は一般財団法人滝川生涯学習振興会で、令和2年度、第36期の事業及び財政援助に係る出納その他の事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められましたので、今後におかれましても適正な事務処理に努めていただきたいと思います。

なお、監査意見といたしまして、一般財団法人滝川生涯学習振興会の令和2年度、第36期における収支の状況を見ますと、経常収益は998万4,471円、経常費用は1,256万4,568円となり、単年度収支は258万977円の不足となったところでありますが、一般正味財産期首残高9,147万6,090円を含めると翌年度への繰越額は8,889万5,993円となりました。正味財産増減計算書前年度比較状況は別紙1、貸借対照表前年度比較状況は別紙2のとおりであります。また、一般財団法人化により公益目的支出計画の作成が義務づけられ、計画の実施期間は31年で、令和27年3月31日までに公益目的財産額1億978万3,818円をゼロにすることとしており、令和3年3月31日現在の残額が7,663万4,103円とおおむね計画どおり実施していることから、今後も引き続きこの計画に基づく事業運営に努められたい。新型コロナウイルス感染症の影響による講座の中止や受講者の減少など、事業運営が難しい状況ではありますが、生涯学習は自分自身や生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人のためだけでなく社会のために大切な事業でありますことから、今後においても市民が自らの人生を生きがいのあるものにするため、様々な学習機会の提供に努めるなど、積極的に事業

を推進され、生涯学習の振興にご尽力いただきたい。

続きまして、令和3年度の執行事務を対象とした定期監査について報告いたします。監査の対象は会計課、議会事務局、農業委員会事務局及び選挙管理委員会事務局で、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、選挙管理委員会事務局の前渡資金において前渡資金取扱期間は12月末日でしたが、翌月10日までに精算、戻入を行わず、本年4月に戻入し、前渡資金精算書も作成していませんでした。これにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、対象部局に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第6号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第7号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和4年1月から4月までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金及び歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、計数以外の書類検査であります。指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第7号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号及び第7号の2件は、いずれも報告済みといたします。

- ◎日程第10 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、
「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障
の実現に向けた要望意見書
意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への
理解醸成を図る要望意見書
意見書案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての要望意見

書

意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

○議長 日程第10、意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書、意見書案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての要望意見書、意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書の5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案5件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）であります。

意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての要望意見書。送付先は、総務大臣、デジタル大臣であります。

意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第5号までの5件はいずれも可決されました。

◎日程第11 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第11、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上をもちまして予定されました日程は全て終了いたしました。ここで市長からの発言の申出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 令和4年第2回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げる次第でございます。

6月14日に始まりました本定例会、本日までの8日間、議員各位におかれましては積極的にいろいろご議論いただきまして、提出させていただきました議案全てに可決をしていただきましたことに改めてお礼と感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染対策における補正予算等々を早めに執行しながら、市民の皆さん方の生活が少しでも安定するように心がけるとともに、今は様々なロシアの侵攻ですとか、円安とか、そういう形で市民生活にも大変不安が広がっているわけでございます。市内の産業、そして市民の生活を守るためにも一層力を傾注しなければいけないと思っている次第でございますので、議員各位のご協力を今後もよろしくお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時56分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員